

後期高齢者医療制度と社会保険料控除について

所得税や個人住民税を計算する際、支払った社会保険料は控除されます。

※社会保険料とは、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などです。

保険料が年金から天引きされる場合 → その年金の受給者に社会保険料控除が適用

申し出により口座振替で支払う → その保険料を支払った口座名義人に社会保険料控除が適用

年金からの天引きのままでよい方は、手続きの必要はありません。

◆問合わせ先／市民税務課 市税係 TEL (22) 1111 【内線124】